

# 国土交通省資料

# 復興まちづくりの着実な推進のための具体的対応

復興まちづくりの着実な推進のため、以下の対応を実施。

(課題)

(対応)

所有者不明  
土地に係る  
柔軟な取扱い

防災集団移転促進事業において、土地取得困難地がある場合、住宅団地の位置等の変更を柔軟に行えるよう、事業計画の軽微な変更の範囲を拡大し、届け出だけで対応ができるようにしたことを周知。

不明地権者の調査に関し、司法書士会に対し調査への協力依頼を発出するとともに、調査を司法書士等に委託した場合、当該調査費に復興交付金を充てることができることを周知。

土地区画整理事業において、所有者不明土地が存在する場合に公告をもって書類の送付に代える、いわゆる公示送達制度の適切な運用等、土地区画整理事業の換地手続きを柔軟に進めるための方策を周知。

造成工事の  
早期着手

土地所有者の同意が得られれば、防災集団移転促進事業の大臣同意前に埋蔵文化財調査が可能であり、当該調査費に復興交付金を充てることが出来ることを周知。

土地区画整理事業において、早期工事着手のために仮換地指定の前であっても、事業の工事実施に関する地権者の同意(いわゆる起工承諾)を得られた箇所から順次工事を実施するための方策の周知。

復興まちづくり事業に係る入札契約方式の選択に当たっては、出来るだけ早期に住宅再建・復興まちづくりを進める観点から適切な入札契約方式を選択すべき旨を周知。

# 被災地における収用手続の迅速化への取組について

## 現状・課題

- 被災県は、今後、多くの防潮堤事業等に収用手続を要すると見込まれており、用地交渉の進捗を踏まえて事業認定の申請を順次行う予定。
- 各県では、防潮堤の収用事例はなく、収用手続のノウハウの不足により、手続が長期化するのではないかと懸念。
- 県事業が計画的に進められるためには、他事業のモデルとなるような具体的収用事例を確立し、収用のノウハウを浸透させていくことが重要。

## 対応状況

### (モデル事業の確立)

- 昨年11月に釜石市の防潮堤事業をモデル事業として選定し、具体的な課題について関係省庁の連絡会で対応。

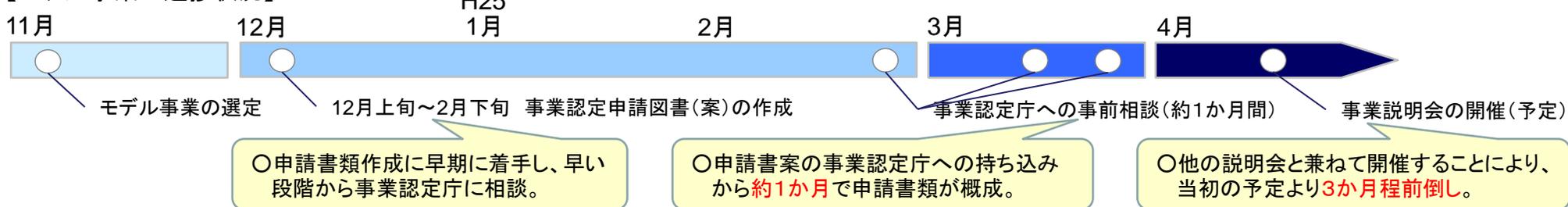
### (事業認定申請書類の作成に係る支援)

- 各県の担当窓口を明確にするなど、地方整備局と各県の連絡体制を整備し、起業者側において申請書類の外注先のコンサルや出先事務所と連携が図られるよう支援。
- 各県・市町村職員に対する収用手続の実務研修を実施し、事業認定申請マニュアルをもとに、収用実務を具体的に説明(2月25日、岩手県80名程度参加、3月8日、宮城県100名程度参加)。
- 申請に向けた作業スケジュールを明確化し、進捗状況を定期的に把握。

### (審査の迅速化に向けた取組)

- 事業認定庁は、申請予定案件を前広に把握し、申請の準備に当たって、早い段階から起業者からの相談に応じることとし、申請後に迅速に処分できるよう情報を収集する。

#### 【モデル事業の進捗状況】



○県は国との事前相談に1～2年程度要すると懸念していたが、申請書案の持ち込み後約1か月で書類が概成した。

# 被災地における収用手続の迅速化への取組について

## モデル事業のさらなる活用

○モデル事業の実施により得られた知見等を踏まえて、今後の収用手続の迅速化に向けて被災三県の起業者、事業認定庁及び収用委員会それぞれあてに土地収用法の活用に関する通知を発出予定。

### 1. 起業者あて通知(各県、東北地整)

- 事業認定手続及び収用裁決手続について、準備作業の早期着手や事業認定庁及び収用委員会との前広な情報共有により手続の迅速化を図ること。
- 土地収用法上の事前説明会の開催方法の効率化により、手続の迅速化を図ること。
- 研修等の活用により収用手続に係るノウハウの浸透を図ること。

### 2. 事業認定庁あて通知(東北地整、各県)

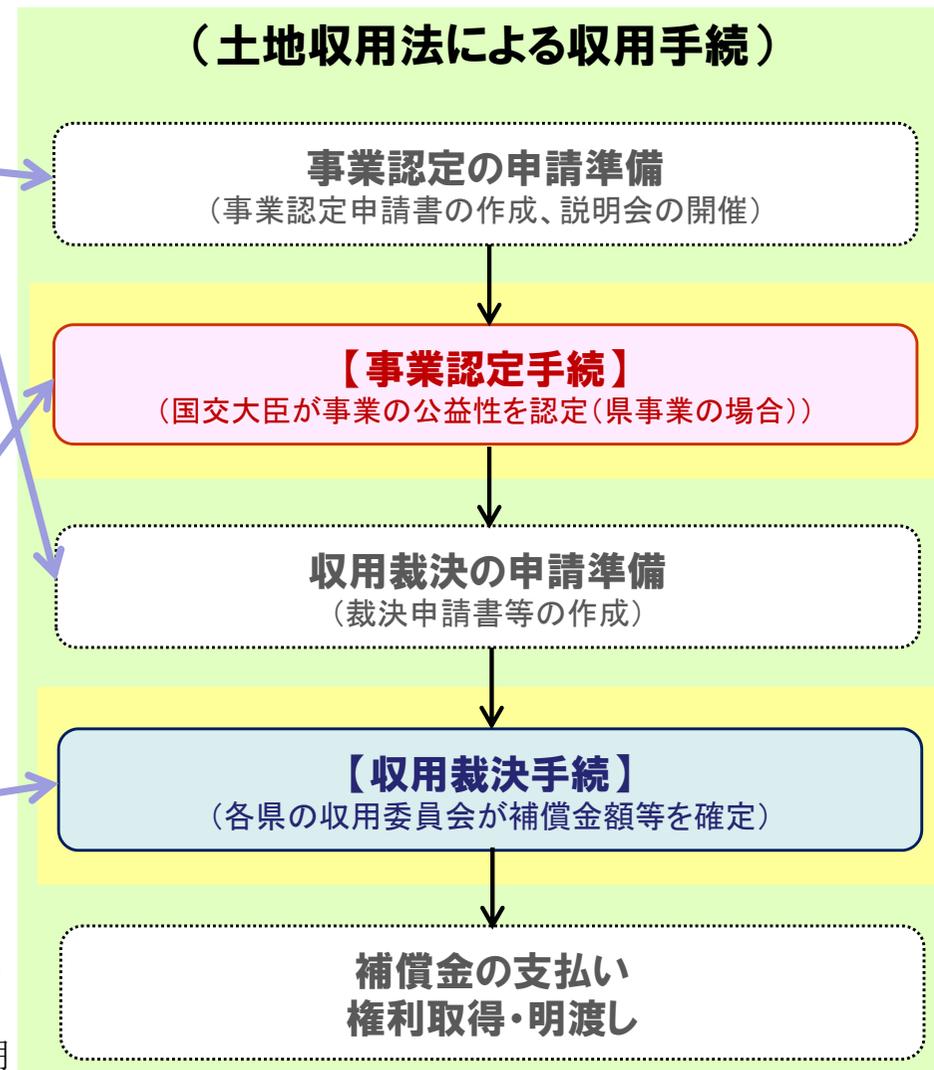
- 事業認定手続について、被災状況等を踏まえた柔軟な審査を行うこととし、2か月以内を目標として審査の迅速化を図ること(土地収用法上の努力義務は3か月)。

### 3. 収用委員会あて通知(各県収用委員会)

- 収用裁決手続きについて、指名委員制度<sup>※</sup>の活用や事務局体制の強化等により、手続の円滑化を図ること。
- 所有者不明の土地に関する不明裁決<sup>※</sup>の活用や必要書類の見直し等による裁決手続きの迅速化を図ること。

※**指名委員制度**・・・審理又は調査の一部を委任し、一部の委員による審理進行を可能とする制度(土地収用法第60条の2)。

※**不明裁決**・・・土地所有者等の氏名又は住所を確知できない場合に、当該事項を不明としたまま行う収用委員会の裁決(土地収用法48条第4項ただし書等)。



# ①災害公営住宅の完成・入居状況について(H25.4.1現在)

## ○災害公営住宅の完成・入居開始状況

※平成24年度末までに工事完了した地区

	所在地	地区名	事業主体	戸数	工事完了 (月日)			入居開始 (月日)			
					年	月	日	年	月	日	
H25.2以前	岩手県	大船渡市	盛	市	44戸	H24	12	3	H24	12	10
	福島県	相馬市	馬場野山田	市	12戸	H24	8	8	H24	9	1
	長野県	栄村	青倉他7地区	村	28戸	H24	11	26	H24	11	26
計			10地区		84戸						
H25.3	青森県	おいらせ町	苗平谷地地区	町	5戸	H25	3	13	H25	4	1
		八戸市	多賀台地区	市	26戸	H25	3	19	H25	4	1
		八戸市	白山台地区	市	12戸	H25	3	25	H25	4	1
		八戸市	湊地区	市	17戸	H25	3	25	H25	4	1
	岩手県	大船渡市	大船渡	市	12戸	H25	3	21	H25	4	月中旬
		釜石市	上中島	市	54戸	H25	3	27	H25	4	月下旬
		野田村	門前小路地区	県	8戸	H25	3	25	H25	4	1
	宮城県	仙台市	北六番丁地区	市	12戸	H25	3	21	H25	4	1
		山元町	新山下駅周辺地区	町	18戸	H25	3	25	H25	4	1
		石巻市	根上松地区	市	2戸	H25	3	19	H25	4	1
				18戸	H25				5	月上旬	
	福島県	相馬市	程田明神前	市	46戸	H25	3	25	H25	4	月下旬
		相馬市	南戸崎	市	10戸	H25	3	25	H25	4	月下旬
		相馬市	狐穴	市	12戸	H25	3	25	H25	4	月下旬
	新潟県	十日町市	松之山	市	6戸	H25	3	25	H25	4	1
計			14地区		258戸						
全体計			24地区		342戸						

○平成24年度末時点で  
災害公営住宅24地区342戸が完成。  
(うち258戸が平成25年3月に完成)

＜内訳＞

青森県…4地区60戸  
岩手県…4地区118戸  
宮城県…3地区50戸  
福島県…4地区80戸  
新潟県…1地区6戸  
長野県…8地区28戸

合計 …24地区342戸

・被災者の戸建住宅への強い要望を受け止めて建設した戸建形式で初めてとなる事例  
・戸建住宅が建ち並び、復興のまちなみを形成

【災害公営住宅の概要】

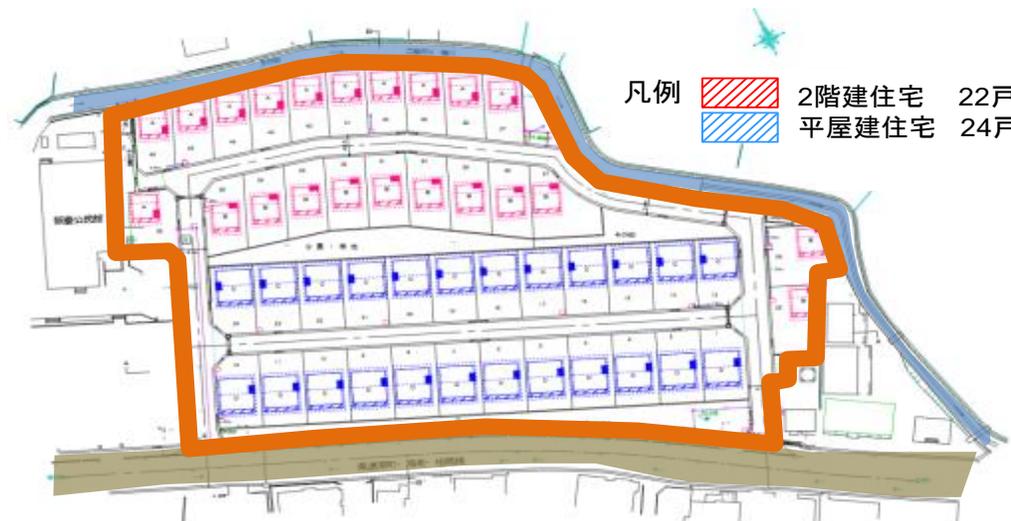
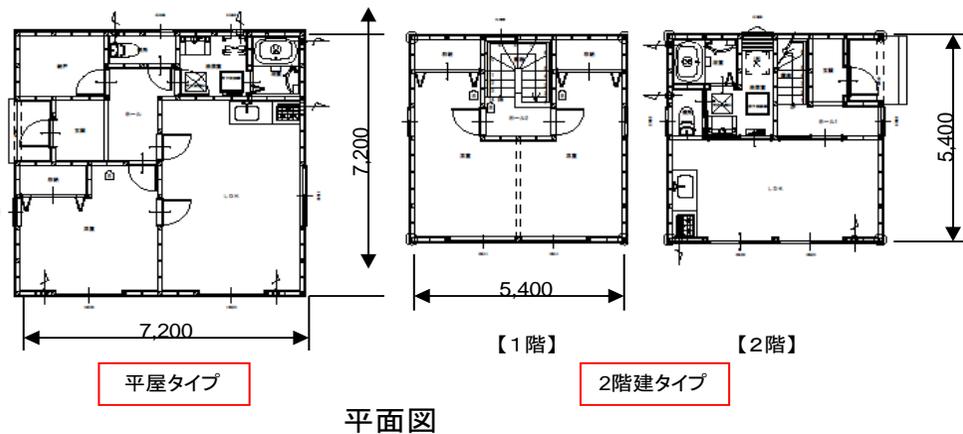
- ・ 事業主体：相馬市
- ・ 所在地：福島県相馬市
- ・ 延床面積：平屋約51㎡  
2階建約58㎡
- ・ 構造階数：木造平屋建  
木造2階建て
- ・ 戸数：平屋24戸 2階建22戸（計46戸）
- ・ 工期：平成24年9月～平成25年3月
- ・ 事業費：713百万円（国費：624百万円）



位置図



外観



# ②都市再生機構(UR)の現地復興支援体制の拡充について (H25.4.1現在)

## ○個別地区の事業推進 [73→149名] [H25.3.1時点→H25.4.1時点]

- ・ 現地 (12市町) に復興支援事務所を設置・・・  
(面整備事業、住宅計画を実施)
- ・ コーディネート業務を受託し専任職員を配置・・・
- ・ 復興住宅工事事務所 (2事務所) を設置・・・  
(住宅工事監理を実施)

市町  
(人数)

市町村  
(人数)

工事事務所  
(人数)

## ○地方公共団体への職員派遣 [5→4名]

派遣要望のあった1県2市に職員を派遣・・・

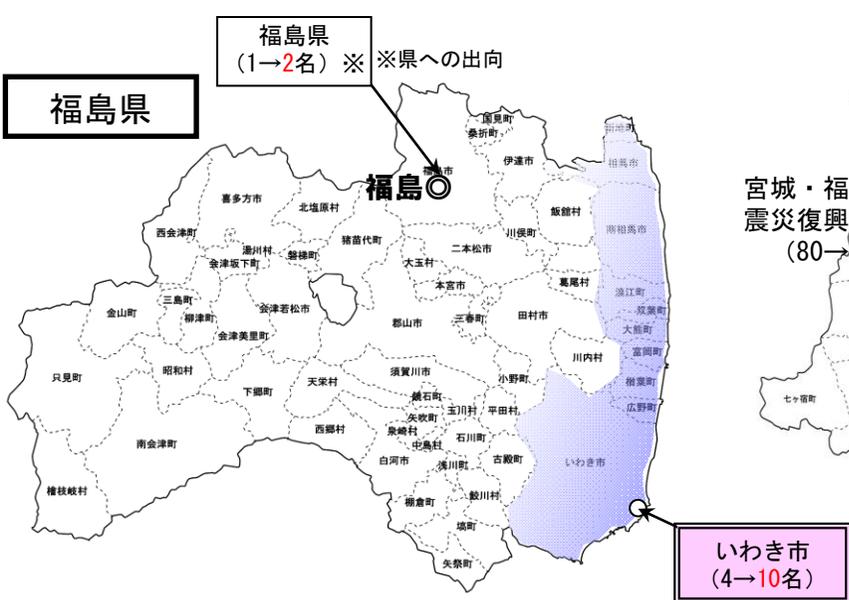
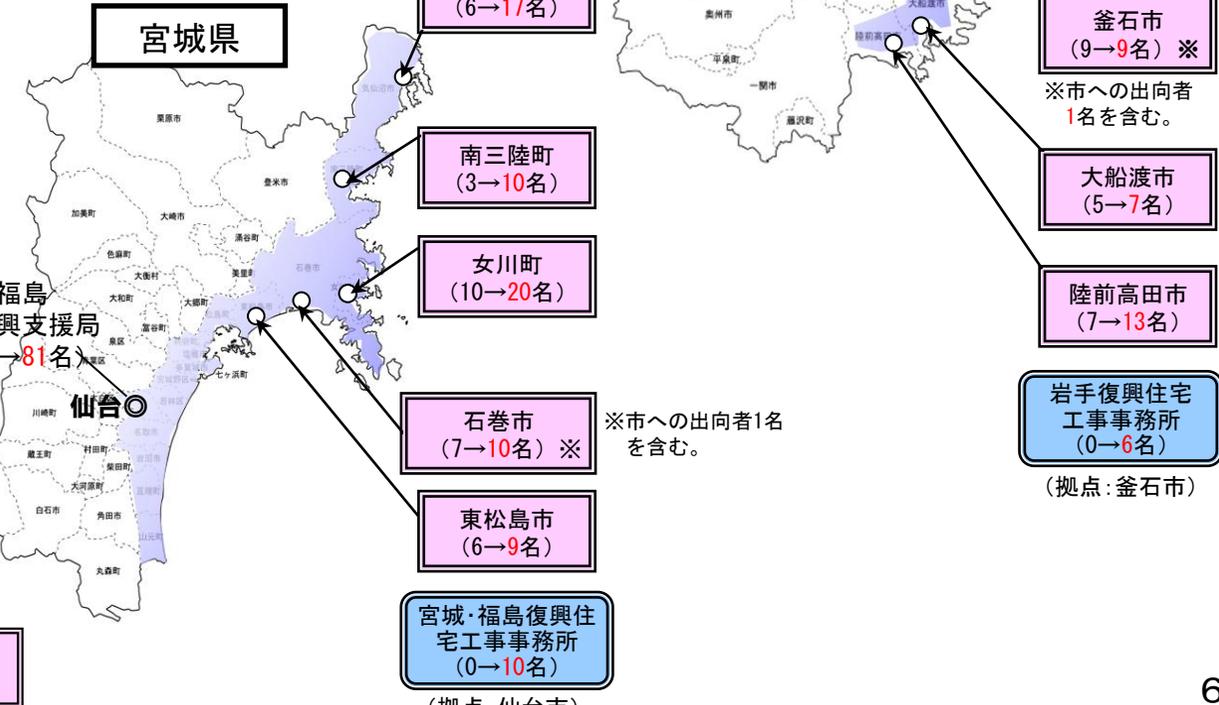
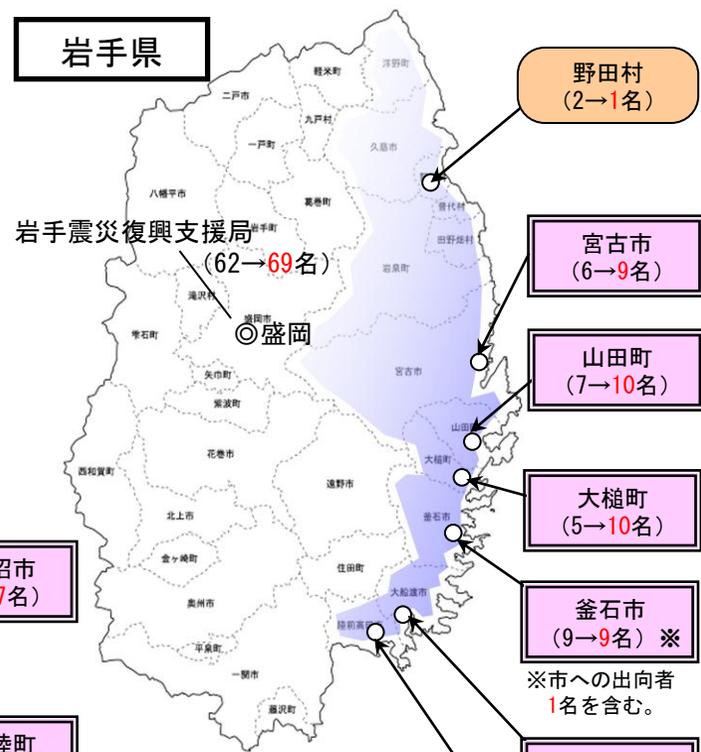
県市  
(人数)

## ○震災復興支援局 [142→150名]

復興支援事務所と共に災害公営住宅の整備・面整備事業を推進

- ・ 岩手震災復興支援局 (盛岡) [62→69名]
- ・ 宮城・福島震災復興支援局 (仙台) [80→81名]

合計 220→303名



### ③住宅復興に向けた被災者向け住宅再建相談会について

平成25年度以降、順次、復興事業により宅地整備が行われ、再建計画が具体化しつつある状況のもと、住まいの再建に対する相談ニーズが高まっている。

再建計画

#### 【具体化していない段階】

復興事業における宅地整備に関して、市町村による情報提供が十分ではなく、自分の住まいの再建イメージが持てない。

#### 【具体化しつつある段階】

復興事業における宅地整備のスケジュール等が示され、住まいの再建に向けた計画を立てる段階。

#### 【具体化している段階】

- ・高台移転等のための土地が決まったので、資金計画を固めたい。
- ・住宅のプランニング、助成制度、災害復興住宅融資の手続きを知りたい。

被災3県及び市町、住宅金融支援機構、住宅関係団体、専門家が連携し「住宅再建相談会」を開催。自力再建に関する資金計画をはじめ、住まい再建のための相談を充実させ、実感できる「住まいの再建」を支援

#### 住宅再建相談会の概要

□主催：岩手県居住支援協議会、みやぎ復興住宅整備推進会議、福島県居住支援協議会、住宅金融支援機構

□実施計画：(平成25年4月～9月)

岩手県：6市町 17回

宮城県：15市町 73回

福島県：5市町 17回

※年度後半の実施計画は別途作成

□相談内容

・「災害復興住宅融資」の制度、資金計画シミュレーションに関する相談

(住宅金融支援機構)

・自治体による助成制度や災害公営住宅等に関する相談 (県又は各市町村)

・住宅関連団体・専門家による住まいのプランニングに関する相談 (建築士等) 等

※相談内容は会場によって異なる

災害復興住宅融資  
の活用状況  
(H25年2月末時点)

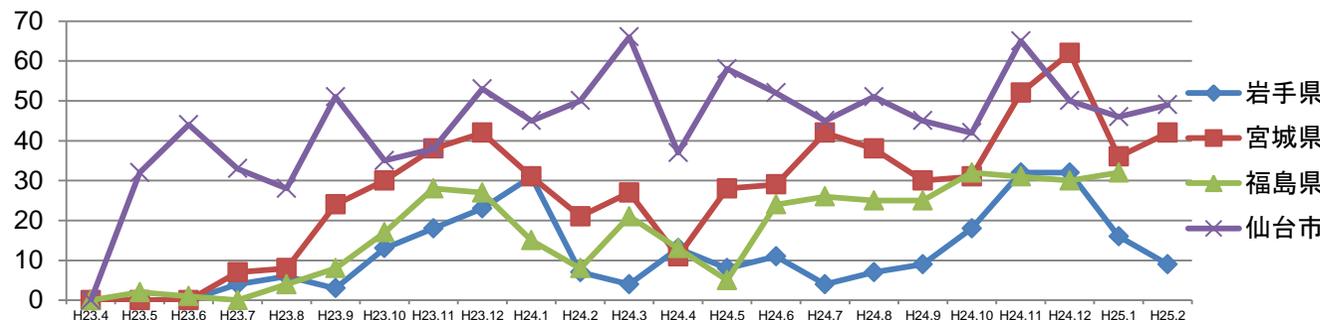
	受理	実行
全体	8,696件	4,820件
うち 岩手県	673件	390件
うち 宮城県	5,403件	2,868件
うち 福島県	1,697件	951件

# 被災地の発注工事における入札不調案件の契約状況について

- 平成24年4月～平成25年2月(福島県は1月まで)の入札不調発生割合(土木一式工事) 岩手県15%、宮城県38%、福島県26%、仙台市49%
- 昨年度は小規模工事で入札不調が発生していたが、今年度は大規模工事(特に、小規模工事を束ねたものや、漁港工事)においても入札不調の発生が増加。
- 不調となった工事については、各地方公共団体で随意契約、ロットの大型化等の工夫を行い、再入札等によりほぼ契約はできているが、予定した時期より遅れが出ている状況。今後の状況について注意深く見守ることが必要。

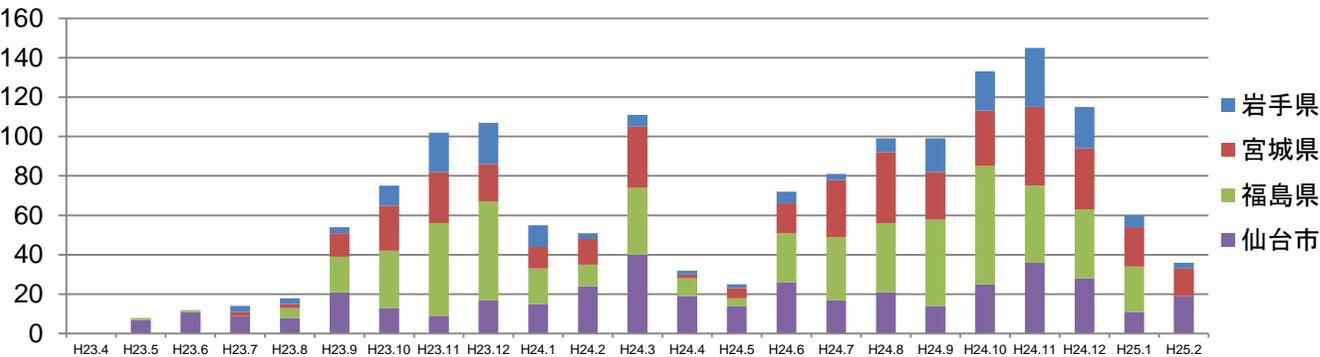
### 入札不調割合(土木一式工事)

単位:%	H23年度計	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H24年度計
岩手県	10	13	8	11	4	7	9	18	32	32	16	9	15
宮城県	28	11	28	29	42	38	30	31	52	62	36	42	38
福島県	14	13	5	24	26	25	25	32	31	30	32	-	26
仙台市	46	37	58	52	45	51	45	42	65	50	46	49	49



### 入札不調件数(土木一式工事)

単位:件	H23年度計	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H24年度計
岩手県	80	2	2	6	3	7	17	20	30	21	6	3	117
宮城県	139	2	5	15	29	36	24	28	40	31	20	14	244
福島県	214	9	4	25	32	35	44	60	39	35	23	-	306
仙台市	174	19	14	26	17	21	14	25	36	28	11	19	230
計	607	32	25	72	81	99	99	133	145	115	60	36	897



### 発注金額別の入札不調の件数と割合

【例:宮城県における土木一式工事(平成23年度)】

等級	金額	件数	不調件数	不調発生率
S	1億円以上	162	17	10%
	1億円未満～7,000万円以上	65	17	26%
A	7,000万円未満～5,000万円以上	44	5	11%
	5,000万円未満～3,000万円以上	97	35	36%
B	3,000万円未満～1,000万円以上	127	59	46%
	1,000万円未満	10	6	60%
(計)		505	139	28%
うち 5,000万円未満 計		234	100	43%

【例:宮城県における土木一式工事(平成24年4月～平成25年2月)】

等級	金額	件数	不調件数	不調発生率
S	1億円以上	348	88	25%
A	1億円未満～3,000万円以上	189	94	50%
	3,000万円未満～1,000万円以上	95	57	60%
C	1,000万円未満	7	5	71%
(計)		639	244	38%

# 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策の運用状況

(平成25年4月1日時点)

## < 予定価格等の適切な算定 >

### ○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月20日、6月21日、平成25年4月1日に単価改訂を実施
- ・入札不調の増加に応じ機動的に単価を引き上げるよう措置

### ○市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・見積もりを積極的に活用して積算する方式を実施
- ・福島県で実施(資材)
- 民間調査機関(資材価格)の単価公表前倒しにより、タイムラグの縮小を実施

### ○点在する工事での工事箇所毎の間接費算定

- ・発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とする
- ・国土交通省(関東・東北地整)・岩手県・宮城県・福島県・仙台市ともに適用

### ○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・労働者の確保方針に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更での対応を可能とする
- ・国土交通省(東北地整)・岩手県・宮城県・福島県・仙台市ともに適用

### ○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・輸送費について設計変更での対応を可能とする
- ・国土交通省(東北地整)は設計変更の事例有
- 岩手県、宮城県、福島県、仙台市ともに適用

### ○労働者宿舍設置に伴う費用の間接費算定

## < 事業のスピードアップのための市町村等の発注業務支援 >

### ○市町村の復興まちづくりを推進するための新たな発注方策

- ・URによるCM方式を活用したモデル事業の実施
- 宮城県女川町・東松島市・岩手県陸前高田市においてCMR決定
- 岩手県山田町・宮古市・大槌町・宮城県気仙沼市においてCMR公募開始

## < 技術者・技能者の確保 >

### ○復興JVの活用

- ・国交省、農水省、岩手県、宮城県、仙台市、石巻市で導入済  
登録件数 東北地整3、農水省10、宮城県79、岩手県20  
仙台市6、石巻市12
- 宮城県においては6件の工事で復興JVが落札
- ・平成24年10月10日に、復興JV適用拡大

### ○一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化(対象工事の拡大)

- 現場代理人の常駐義務の緩和及び技術者の専任を要しない期間について再周知

### ○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入 (再掲)

## < 資材の確保 >

### ○資材連絡会・分科会等の設置・拡充

- ・建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有。
- 必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催(6月以降、東北地方連絡会を2回、各地区での連絡会を6回開催)
- ・直轄の生コンプラントの新設、ミキサ船の活用等地域ごとの課題に応じた安定的な供給策を検討・実施

### ○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入 (再掲)

## < コンプライアンスの確保 >

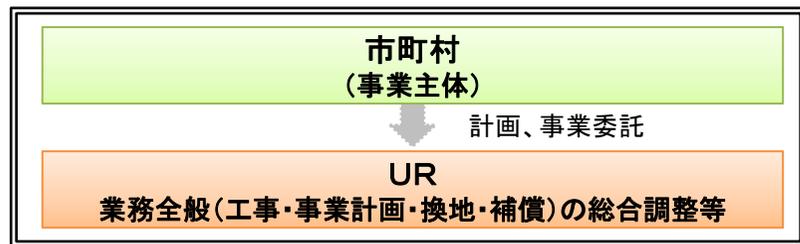
### ○復旧・復興事業に向けてのコンプライアンスの確保

- ・国土交通省、厚生労働省、警察庁、被災3県が連携し、「元請下請問の適正な取引の確保」、「不良不適格業者や暴力団の排除」、「工事施工現場の安全衛生の確保」。

# URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要

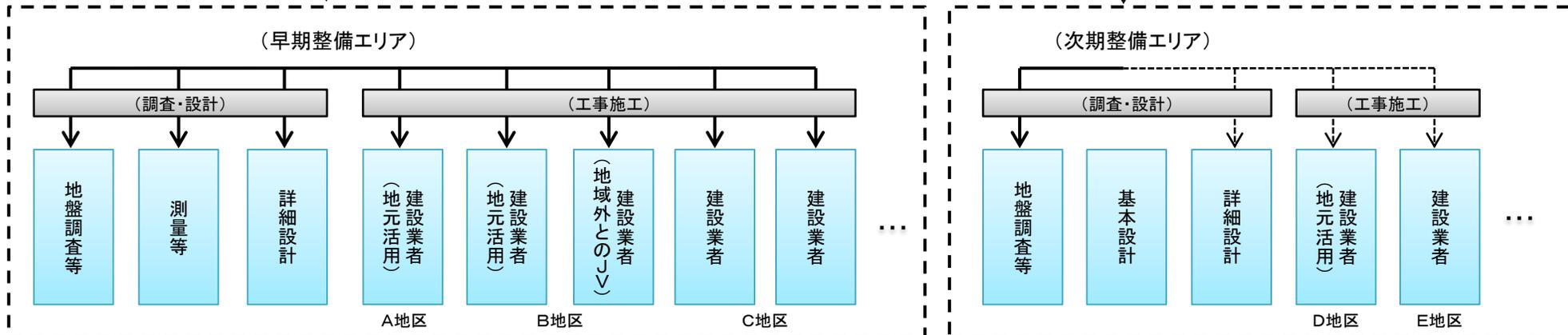
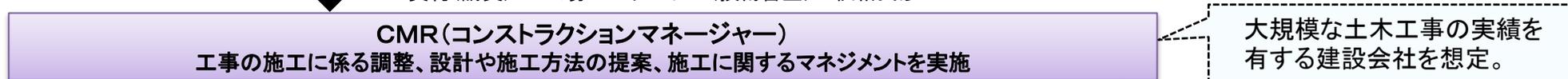
## 【メリット】

- 市町村(UR)は、1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能
  - 個別地区の発注、個別地区間の調整などの本来発注者が行うべき業務をCMRが実施。
- 民間の知恵を生かして復興まちづくり事業のスピードアップ
  - 調査・設計と工事施工を一括で1つの発注とすることで、設計のできた所から施工を開始することが可能。
- 建設業者等の選定において地元企業の優先活用が可能
  - 市町村の意向を踏まえた一定の優先条件(女川町の例:①女川町内に本店②宮城県東部土木事務所管内に本店、③宮城県内に本店)に従って下請建設業者を選定し、承認を得た上で、契約。
  - 活用可能な地元企業がない場合には、市町村の了承の上でゼネコンの全国的な調達力を活用し、事業を滞らせることなく進めることが可能。
- 地元下請建設業者等に対する支払いを透明化し、下請へのしわ寄せの防止が可能
  - 市町村(UR)とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト(業務原価)とコストに一定割合(10%程度を目安)を乗じたフィー(報酬)を加えた額を支払い。
  - CMRから施工企業への支払い額(コスト)を市町村(UR)に対し、開示し、それを第三者・URがチェックする方式(オープンブック方式)を採用。



○ 宮城県女川町(中心市街地、離半島部)	契約者決定	H24.10.11
○ 宮城県東松島市(野蒜地区)	契約者決定	H24.10.23
○ 岩手県陸前高田市(高田、今泉地区)	契約者決定	H24.12.3
○ 岩手県山田町(織笠、山田地区)	公募開始	H24.12.27
○ 岩手県宮古市(田老地区)	公募開始	H25.3.6
○ 岩手県大槌町(町方地区)	公募開始	H25.3.11
○ 宮城県気仙沼市(鹿折、南気仙沼地区)	公募開始	H25.3.28

CM契約(請負)・・・公募プロポーザル(技術審査)+価格交渉



# 平成25年度 公共工事設計労務単価の概要

## I . 単価設定のポイント

- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置（被災三県について単価を5%引上げ）

→ 全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%  
被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +21.0%

## II . あわせて、技能労働者への適切な賃金水準の確保について各団体に要請

### 建設業団体あて

#### (1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- ・ 適切な価格での下請契約の締結
- ・ 労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
- ・ 雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ

#### (2) 社会保険等への加入徹底

- ・ 元請は、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約を締結する
- ・ 下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる

#### (3) 若年入職者の積極的な確保

賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保

#### (4) ダンピング受注の排除

### 公共発注者あて

#### (1) 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用

#### (2) ダンピング受注の排除

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

#### (3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

### 民間発注者あて

#### (1) 労務費の上昇傾向を踏まえた工事発注

これ以上の技能労働者の減少を招かないよう、必要経費を含んだ適正な価格による工事発注

#### (2) 社会保険料相当額の支払

労働者負担分及び事業主負担分の法定福利費を適切に含んだ額による工事発注

# 平成25年度公共工事設計労務単価について(主要12職種)

全国全職種平均(参考値)

**15,175円**

(単純平均値の前年度比; +15.1%)

被災三県 : 16,503円 (単純平均値の前年度比+21.0%)

被災三県以外の都道府県 : 15,059円 (単純平均値の前年度比+14.6%)

全国全職種平均 : 15,175円 (単純平均値の前年度比+15.1%)

(円/1日8時間当たり、対前年度比(%))

	特殊作業員		普通作業員		軽作業員		とび工		鉄筋工		運転手 (特殊)		運転手 (一般)		型わく工		大工		左官		交通誘導員 A		交通誘導員 B		参考値 (斜字は全職種 単純平均)	
	単価	対前年度比(%)	単価	対前年度比(%)	単価	対前年度比(%)	単価	対前年度比(%)	単価	対前年度比(%)	単価	対前年度比(%)	単価	対前年度比(%)	単価	対前年度比(%)	単価	対前年度比(%)								
北海道	15,400	14.9%	12,700	15.5%	10,600	15.2%	15,700	17.2%	16,000	17.6%	15,300	15.0%	12,800	15.3%	15,400	17.6%	16,500	17.9%	16,500	17.9%	9,100	15.2%	8,300	16.9%	13,226	17.5%
宮城県	19,500	26.6%	15,100	28.0%	11,900	28.0%	18,900	26.0%	22,400	26.6%	21,400	27.4%	19,200	27.2%	24,000	25.7%	21,000	26.5%	21,800	25.3%	10,600	20.5%	9,700	21.3%	17,180	21.1%
東京都	20,600	19.1%	17,200	22.9%	12,800	18.5%	22,000	18.9%	22,200	18.7%	20,200	18.1%	16,700	18.4%	20,200	18.8%	22,800	18.8%	22,300	22.5%	11,300	16.5%	10,100	17.4%	17,015	18.3%
新潟県	16,500	12.2%	13,600	11.5%	12,100	12.0%	16,300	14.0%	17,100	14.0%	16,400	12.3%	14,400	12.5%	16,200	14.1%	16,500	13.8%	16,200	14.1%	9,500	11.8%	8,700	13.0%	14,263	13.5%
愛知県	18,800	13.3%	16,100	17.5%	12,300	13.9%	19,700	13.2%	18,400	15.0%	18,600	12.7%	16,700	13.6%	19,900	13.7%	20,700	17.6%	18,400	15.0%	10,400	15.6%	9,400	13.3%	16,497	13.8%
大阪府	17,900	9.8%	14,700	14.0%	11,500	10.6%	20,100	11.0%	18,700	15.4%	18,500	10.1%	15,600	9.9%	20,200	15.4%	18,100	13.1%	18,000	15.4%	9,500	13.1%	8,500	13.3%	15,291	12.6%
広島県	16,600	10.7%	14,700	12.2%	11,000	11.1%	17,200	11.7%	17,000	11.8%	17,000	10.4%	14,400	10.8%	16,600	12.2%	16,900	11.9%	15,900	12.0%	10,200	13.3%	9,100	13.8%	14,650	12.0%
香川県	16,600	12.9%	14,700	13.1%	11,200	13.1%	16,100	13.4%	16,000	13.5%	15,900	12.8%	14,800	13.0%	16,300	13.2%	17,100	13.2%	16,900	13.4%	9,400	16.0%	8,600	17.8%	15,021	13.3%
福岡県	17,000	11.1%	14,500	16.0%	10,500	11.7%	16,700	13.6%	16,100	13.4%	16,400	11.6%	13,700	11.4%	16,100	13.4%	17,100	13.2%	16,300	13.2%	8,900	15.6%	8,100	14.1%	14,651	13.6%
沖縄県	17,000	9.0%	13,700	13.2%	10,400	13.0%	18,600	10.7%	16,900	11.9%	19,300	9.0%	17,000	9.0%	18,100	10.4%	17,700	14.9%	17,200	14.7%	8,000	11.1%	7,400	13.8%	15,351	12.3%
参考値 (斜字は全国 単純平均)	17,550	14.4%	14,538	16.7%	11,194	15.0%	18,431	15.1%	17,981	15.4%	17,773	14.5%	15,314	14.5%	18,356	15.6%	17,523	16.1%	17,493	16.6%	9,636	14.4%	8,932	14.8%	15,175	15.1%

# 平成25年度公共工事設計労務単価について(主要12職種)

	特殊作業員		普通作業員		軽作業員		とび工		鉄筋工		運転手 (特殊)		運転手 (一般)		型わく工		大工		左官		交通誘導員 A		交通誘導員 B	
	単価	前年度比	単価	前年度比	単価	前年度比	単価	前年度比	単価	前年度比	単価	前年度比	単価	前年度比	単価	前年度比								
岩手県	18,200	27.3%	15,100	28.0%	11,000	26.4%	16,600	25.8%	18,300	26.2%	20,100	28.0%	16,900	27.1%	21,200	26.2%	19,000	25.8%	19,800	26.1%	9,600	21.5%	8,900	20.3%
宮城県	19,500	26.6%	15,100	28.0%	11,900	28.0%	18,900	26.0%	22,400	26.6%	21,400	27.4%	19,200	27.2%	24,000	25.7%	21,000	26.5%	21,800	25.3%	10,600	20.5%	9,700	21.3%
福島県	19,400	26.8%	15,000	28.2%	12,900	27.7%	17,900	20.1%	18,600	20.0%	18,100	27.5%	16,300	28.3%	17,000	19.7%	18,900	20.4%	17,900	20.1%	10,300	19.8%	9,600	21.5%

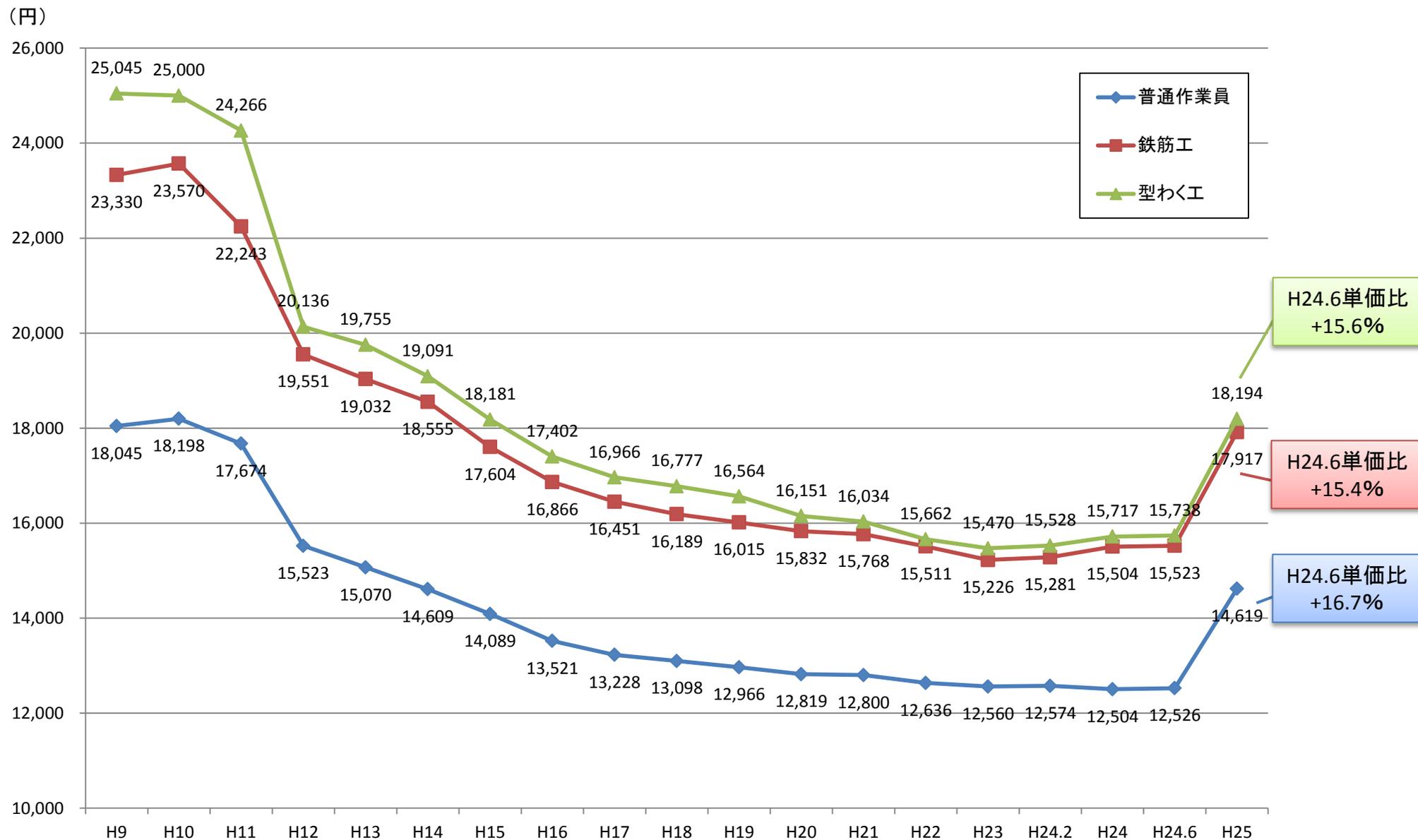
## 全職種平均(参考値)

岩手県：16,273円 (単純平均値の前年度比 + 22.5%)

宮城県：17,180円 (単純平均値の前年度比 + 21.1%)

福島県：15,837円 (単純平均値の前年度比 + 19.4%)

# 公共工事設計労務単価の推移



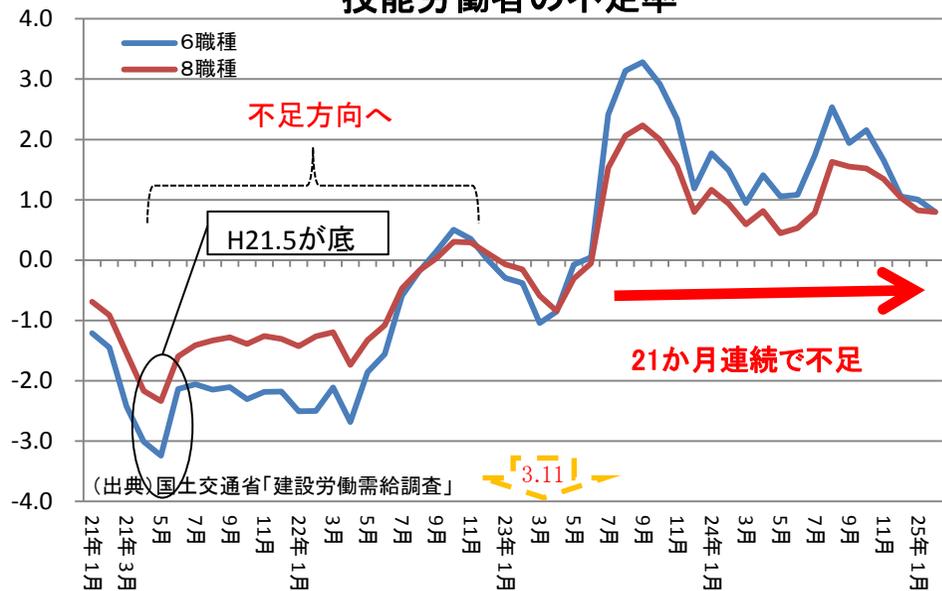
出所:国土交通省「公共工事設計労務単価」

※数字は全国各都道府県の単純平均値 13

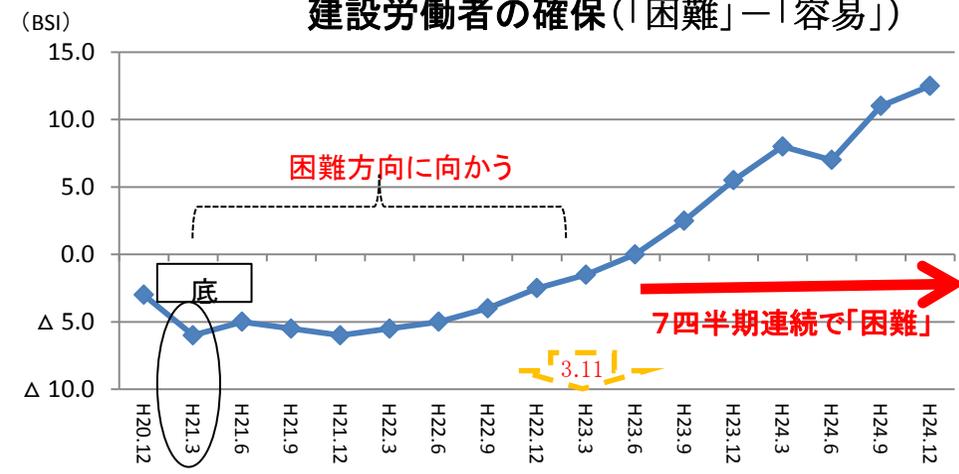
○ 労働者の不足傾向は、平成21年春から始まっている構造的な問題

○ 賃金の上昇傾向も、東日本大震災の前から始まっており、現在、全国各ブロックで顕在化

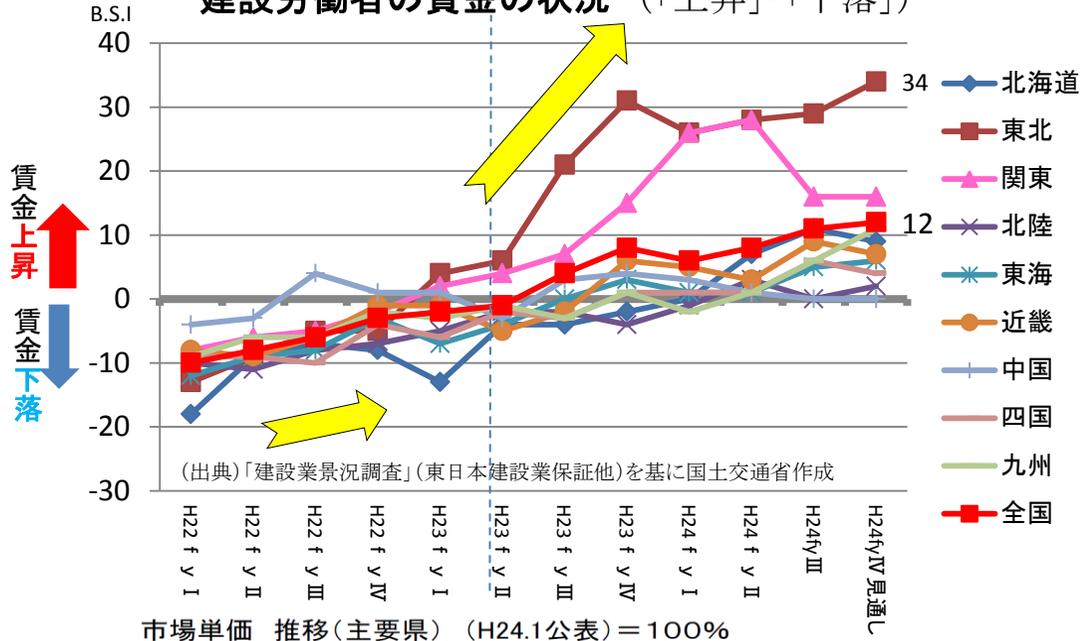
### 技能労働者の不足率



### 建設労働者の確保(「困難」-「容易」)



### 建設労働者の賃金の状況 (「上昇」-「下落」)



#### ○ 鉄筋工

刊行物種類  
建築コスト情報(一般財団法人 建設物価調査会)

調査月	公表月	北海道	岩手	宮城	福島	東京	新潟	愛知	大阪	広島	香川	福岡
H22.8	(H22.10)	93.9%	86.1%	84.7%	86.1%	70.3%	97.1%	89.7%	101.9%	107.1%	93.8%	93.3%
H22.11	(H23.1)	93.9%	87.5%	86.1%	87.5%	78.4%	97.1%	89.7%	101.9%	107.1%	93.8%	93.3%
H23.8	(H23.10)	97.0%	93.1%	91.7%	93.1%	86.5%	97.1%	89.7%	96.2%	96.4%	96.9%	96.7%
H23.11	(H24.1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H24.2	(H24.4)	103.0%	111.1%	111.1%	108.3%	105.4%	105.9%	108.9%	113.2%	107.1%	100.0%	100.0%
H24.5	(H24.7)	103.0%	113.9%	113.9%	111.1%	108.1%	111.8%	108.9%	113.2%	107.1%	103.1%	103.3%
H24.8	(H24.10)	103.0%	116.7%	116.7%	113.9%	110.8%	111.8%	108.9%	117.0%	110.7%	103.1%	106.7%
H24.11	(H25.1)	103.0%	119.4%	122.2%	116.7%	113.5%	111.8%	113.8%	120.8%	114.3%	103.1%	110.0%

#### ○ 型枠工

刊行物種類  
建築コスト情報(一般財団法人 建設物価調査会)

調査月	公表月	北海道	岩手	宮城	福島	東京	新潟	愛知	大阪	広島	香川	福岡
H22.8	(H22.10)	100.0%	87.1%	86.9%	87.1%	88.3%	100.0%	89.3%	96.0%	98.0%	100.0%	97.8%
H22.11	(H23.1)	100.0%	87.1%	86.9%	87.1%	88.3%	100.0%	89.3%	96.0%	98.0%	100.0%	97.8%
H23.8	(H23.10)	100.0%	93.5%	93.4%	93.5%	88.3%	100.0%	96.4%	98.0%	98.0%	100.0%	100.0%
H23.11	(H24.1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H24.2	(H24.4)	100.0%	125.8%	127.9%	121.0%	126.8%	114.8%	110.7%	108.0%	109.8%	106.3%	104.4%
H24.5	(H24.7)	100.0%	129.0%	131.1%	124.2%	126.8%	114.8%	110.7%	108.0%	109.8%	108.3%	104.4%
H24.8	(H24.10)	106.0%	132.3%	134.4%	127.4%	128.5%	118.5%	110.7%	110.0%	111.8%	108.3%	108.9%
H24.11	(H25.1)	106.0%	135.5%	137.7%	129.0%	130.2%	122.2%	110.7%	110.0%	111.8%	110.4%	113.3%

## 公共工事設計労務単価の概要

### ○ 性格: 公共工事の予定価格の積算用単価

- ※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- ※ 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者に支払われない諸経費分は含まれていない  
(諸経費分は、別途、共通仮設費及び現場管理費の項目で積算される)

### ○ 法令: 予算決算及び会計令第80条第2項

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」

### ○ 設定: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約17万人)の賃金支払い実態を調査し、年1回、年度当初に設定。

### ○ 利用者: 国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。

